

# 定 款

2023年4月1日

東京エレクトロン株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は東京エレクトロン株式会社と称し、英文ではTokyo Electron Limitedと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. エレクトロニクス製品及びその部品、原材料、付属品の製造、購入、販売
2. 輸送関連機器及びその部品、原材料の購入、販売
3. 理化学機器及びその部品、原材料、付属品の製造、購入、販売
4. エレクトロニクス製品、輸送関連機器、理化学機器及びそれらの部品、原材料、付属品に関する研究、開発、コンサルティング
5. 特許権、その他知的財産権の取得、譲渡及びその仲介
6. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区におく。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公 告 方 法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は900,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する手続及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(基 準 日)

第10条 当社は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することのできる株主とする。

- ② 定款に別段の定めがある場合を除き、必要を認めるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者とする。

### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集等)

- 第11条 定時株主総会は毎事業年度の終了後3箇月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。
- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。
- ③ 当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。

#### (株主総会の議長)

- 第12条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれに当る。
- ② 当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当る。

#### (電子提供措置等)

- 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数による。
- ② 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第15条 株主またはその法定代理人は当社の議決権を有する他の株主1人を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証する書面を当社に差出さなければならない。

#### (議事録)

- 第16条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載し、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置くものとする。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の定員)

- 第17条 当社の取締役は、18名以内とする。

#### (取締役の選任)

- 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。
- ② 取締役の選任決議は累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

- 第19条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役ならびに取締役会長、取締役社長及びその他の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役にこれに当る。取締役会の招集通知は会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役会は、取締役及び監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

② 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議においてこれを定める。

(取締役との責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

第25条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第26条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第28条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第29条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。監査役会の招集通知は会日の7日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる。

② 監査役会は、監査役全員の同意により、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議においてこれを定める。

(監査役との責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当社は毎年4月1日より翌年3月31日までを事業年度とする。

(剰余金の配当等)

第36条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払の開始した日より満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。